

合併した場合、国や県からの支援を受けることができます。

合併した市町村では、事務事業や行政サービスの統一などにより、一時的に経費が増大することになります。

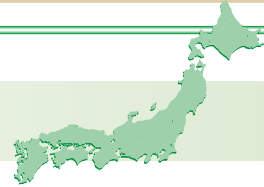
そこで、国・県では、その臨時的経費に対し、合併特例法の期限内に合併した市町村へ財政支援を行います。

合併にともなう主な財政支援策

①普通交付税の算定替

合併後10年間は、4市町村が合併前の状態で存続した場合に算定される交付税の額の合計が保障され、その後5年間で段階的に激減緩和措置がとられます。

国の財政支援



②普通交付税

合併直後の臨時的経費

約9.0億円
(5年間で)

③特別交付税

新しいまちづくりに対する経費

約6.7億円
(3年間で)

④合併市町村補助金

新しいまちづくりに対する事業

6億円
(3年間で)

⑤合併特例債

借入限度額

約385億円
(10年間で)

(建設事業分 356億円
基金造成分 29億円)

●合併特例債とは…

合併特例債 (95%)	
交付税算入分 (国が肩代わりする分) (95% × 70% = 66.5%)	新市が自分で返済する分 (95% × 30% = 28.5%)

新市の負担 33.5%

事業の頭金として
用意するお金(5%)

借入した元利償還金の70%を国が地方交付税で賄ってくれる地方債です。実質的に市町村は総事業費の33.5%の負担で済みます。

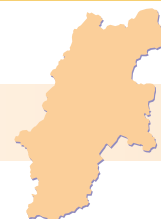
合併でパワーアップ

⑥合併特例交付金

均衡あるまちづくりの支援

7億円
(10年間で)

県の財政支援



合併特例法の期限は、平成17年3月末日です。

4市町村の合併により、地域の特色を活かした広域的なまちづくりを行い、新市の区域で安定した行政サービスを提供できることは、住民の皆さんが受けることのできる「**合併のメリット**」です。

合併特例法の期限まで、あと1年になりました。

優遇措置を受けられる「今」、私たちは決断する必要があります。